

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(28) 岸部中5丁目地区 利便施設地区

d. 屋外広告物

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準	チェック	備考
(1) 自家用のみとする。		
(2) 壁面広告物、地上設置型広告物、屋上広告物のみとする。ただし、突出広告物、立看板、広告旗等の掲出を行う場合、過度にならないように周辺の景観に配慮し、協議したものはこの限りでない。		
(3) 周辺環境や建築物と調和し、地区全体で統一感のあるデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。		
(4) 壁面広告物について、表示面積の合計は設置する壁面の1/20以下とする。		
(5) 壁面広告物は建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。		
(6) 地上設置型広告物の表示面積は一基当たり30㎡以内とする。		
(7) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。		